

Q/A

どんなことが「セクシュアル・ハラスメント」になるのでしょうか？

言葉によるセクシュアル・ハラスメント

例 A教授は、講義中にいつも卑猥な冗談を言ったり、女に学問はいらぬなど女性蔑視の発言をしたりする。学生は不快に感じ抗議したいが、成績などにひびくのではないかと思い、我慢している。

例 交際がうまくいかなかった相手から「異性関係にだらしない」など性的な噂を流され、Bはいたたまれない日々を送っている。

講義中や指導中の言葉によるセクシュアル・ハラスメントによって傷ついている人が非常に多いことが種々の調査にあらわれています。いかがわしい冗談の他にも、性別によって差別しようという意識に基づく冗談や、容姿・性行動・性的好みなどに関してのからかいや中傷もセクシュアル・ハラスメントです。

動作・視線によるセクシュアル・ハラスメント

例 ある学生はC教授から個別指導の最中に突然手を握られた。その時はショックのあまり動くことができなかったが、それからというもの、C教授は個別指導の度に体が触れるように座ってきたり、肩や腰に手を廻したり、廊下等でじっと見つめたりするようになった。学生は悩み続け、ストレスから勉強意欲を無くしてしまった。

例 演習の時間、D教授はある学生にしばしば意味ありげに目配せしたり体を跳め回したりする。学生は授業に集中できないため、別のゼミに移ることを考えている。

この種のセクシュアル・ハラスメントは軽く見られがちです。しかし、それを受けた被害者にとっては精神的な苦痛であり、大きなストレスになる場合があります。

**STOP!
SEXUAL
HARASSMENT**

行動によるセクシュアル・ハラスメント

例 卒論指導の最中に、指導教員のE教授はある学生をデートに誘った。学生が誘いを断ると、E教授から「指導するには学生と親密にならなければいけない。あなたは卒業したくないの?」と言われ、学生は嫌々教授に付き合うことにした。

例 F課長は酒席ではいつも女性職員を自分の隣に座らせて、酔うと肩に手を廻してくる。女性職員達は皆本当は嫌悪感を感じているが、何も言えず仕方なく笑顔で受け答えしている。

環境によるセクシュアル・ハラスメント

例 サークル室に水着写真・ヌードポスターなどが貼ってあり、ある部員はそこにいるのが苦痛だと感じている。

例 学生研究室の共有パソコンを立ち上げると、必ずポルノ画像が出るように設定されていて、使用するのに不愉快に思っている。

望んでもいないのに「性的な対象」とだけ見られるのは苦痛です。ましてそれが日常的に継続する場合、精神的ストレスは大きなものです。セクシュアル・ハラスメント行為は、受けた側にとって不愉快かどうかが問題で、行っている側が「悪意は無い」と認識していても、それはセクシュアル・ハラスメントになります。

デートDV・ストーカー的行為

例 Sさんが付き合っている同級生のWは、2人だけになるとちょっとしたことですぐキレて物を壊したりSさんを罵倒する。また、1時間おきにメールで所在を知らせないと怒ってSさんの外出を禁止する。Sさんは別れたいが、何をされるか怖くて言い出せない。

例 Gさんは、研究室の先輩Hに交際を申し込まれたが断った。するとHは「付き合ってくれないと何をやるかわからない」と脅かすようなメールを毎日何通も送るようになり、最近では研究室から帰ろうとするGさんの後をつけるようになった。Gさんは怖くて大学に行けなくなった。

これらはセクシュアル・ハラスメントというよりデートDV(恋人間の肉体的または精神的暴力)やストーカー行為(執拗なつきまとい)ですが、男女間で起こりやすい人権侵害である点は共通しています。

悪質なデートDVやストーカー的行為は警察に相談してもいいですが、どちらも大学でも対応しますのでハラスメント相談員にまず相談してください。

ここにあげたような例ばかりではなく、男性ならばこうあるべきだと決めつけてのからかいや、女性であることのみによって能力に違いがあるとして仕事や業績評価で不当な扱いをすることなども、セクシュアル・ハラスメントです。





セクシュアル・ハラスメントにあっってしまったら

自分を責めないでください。
あなたが悪いではありません。



- できれば、相手に嫌だと感じていることを知らせましょう。一人で言えない時には周囲の人に助けを求めましょう。
- 相談窓口に連絡しましょう。相談員は男性と女性の2名であなたの立場になって話を聞きます。あなたのプライバシーは必ず守ります。できれば「いつ・どこで・誰から・どのようなことをされたか」について記録を取っておくと、相談の助けになります。
- 所属する学部・学科や部署にこだわらず、相談しやすい相談員に自由に連絡をとってください。



セクシュアル・ハラスメントにあっている人を見たら



- セクシュアル・ハラスメントにあっているところを見たら、見過ごさずに加害者に注意しましょう。被害を打ち明けられたら、話を聞いて精神的に支えてあげましょう。また、相談窓口で相談にのってもらうように勧め、必要ならば同行してあげましょう。可能であれば証人になってあげましょう。
- セクシュアル・ハラスメントをこのままにしておけないと思ったら、第三者であっても相談窓口へ行きましょう。窓口は、被害に気付いた第三者にも開かれています。

